

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(特例申告の方法)</p> <p>7 の 2 - 1 特例申告の方法は次による。</p> <p>輸入の許可ごとに特例申告を行う場合</p> <p>特例申告は、特例申告書(「輸入(納税)申告書」(C - 5020)又は「輸入(納税)申告書」(C - 5025 - 1 及び C - 5025 - 2)の標題を「特例申告書」と訂正のうえ上部余白に「<u>7条の2</u>」と朱書きしたもの)をいう。以下同じ。)に、令第 4 条の 2 第 1 項に規定する事項を記載し、3 通(原本、交付用、統計用)を輸入申告を行った税関官署又は当該税関官署を管轄する税關の本關に提出することにより行う。この場合において、前記 7 - 4 及び後記 67 - 3 - 2 の ただし書の規定を準用する。</p> <p>(省略)</p> <p>(特例輸入者の承認申請手続)</p> <p>7 の 2 - 5 法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく承認(以下「特例輸入者の承認」という。)の申請(以下この項から後記 7 の 2 - 6 までにおいて「承認申請」という。)は、「特例輸入者等承認・認定申請書」(C - 9000)(以下この項から後記 7 の 2 - 7 までにおいて「承認申請書」という。) 2 通(原本、申請者用)を、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税關の特例輸入者の承認等に係る事務を担当する担当部門(以下「特例輸入担当部門」という。)に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税關(以下この項から後記 7 の 13 - 1 までにおいて「担当税關」という。)の最寄りの官署(以下この項から後記 7 の 13 - 1 までにおいて「署所」という。)の窓口担当部門(各税關の実情に応じて定める承認申請書の提出先部門をいう。以下この項から後記 7 の 13 - 1 までにおいて同じ。)へ提出すること</p>	<p>第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(特例申告の方法)</p> <p>7 の 2 - 1 特例申告の方法は次による。</p> <p>輸入の許可ごとに特例申告を行う場合</p> <p>特例申告は、特例申告書(「輸入(納税)申告書」(C - 5020)又は「輸入(納税)申告書」(C - 5025 - 1 及び C - 5025 - 2)の標題を「特例申告書」と訂正のうえ上部余白に「<u>簡</u>」と朱書きしたもの)をいう。以下同じ。)に、令第 4 条の 2 第 1 項に規定する事項を記載し、3 通(原本、交付用、統計用)を輸入申告を行った税關官署又は当該税關官署を管轄する税關の本關に提出することにより行う。この場合において、前記 7 - 4 及び後記 67 - 3 - 2 の ただし書の規定を準用する。</p> <p>(同左)</p> <p>(特例輸入者の承認申請手続)</p> <p>7 の 2 - 5 法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく承認(以下「特例輸入者の承認」という。)の申請(以下この項から後記 7 の 9 - 1 までにおいて「承認申請」という。)は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定申請書」(C - 9000)(以下この項から後記 7 の 9 - 1 までにおいて「承認申請書」という。) 2 通(原本、申請者用)を、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税關の特例輸入者の承認等に係る事務を担当する担当部門(以下「特例輸入担当部門」という。)に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税關(以下この項から後記 7 の 13 - 1 までにおいて「担当税關」という。)の最寄りの官署(以下この項から後記 7 の 13 - 1 までにおいて「署所」という。)の窓口担当部門(各税關の実情に応じて定める承認申請書の提出先部門をい</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>を妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、当該承認申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>承認申請書には、令第 4 条の 5 第 2 項に規定する法第 7 条の 5 第 3 号に規定する規則（以下この項において「法令遵守規則」という。）2 通（原本、申請者用）及び令第 4 条の 5 第 3 項に規定する登記事項証明書 1 通を添付する。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則 2 通及び住民票その他の本人確認が可能な書類 1 通を添付する。</p> <p>令第 4 条の 5 第 1 項第 3 号に規定する「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第 67 条の 3 第 1 項第 1 号の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡略化することができる。</p> <p>イ 会社概況 ロ 社内の組織 <u>ハ 申請者（その者が法人以外の者である場合に限る。）の性別、生年月日及び履歴</u> <u>二 申請者（その者が法人である場合に限る。）の役員の氏名、性別、生年月日及び履歴</u> <u>ホ 特例申告を行う予定の官署名（当該官署が複数予定されている場合には、全ての官署名）</u> <u>ヘ 特例申告を行う予定の貨物の定率法別表の項又は号の番号及び関税法第 70 条第 1 項又は第 2 項に該当する他の法令の有無</u> ト 直近の事業年度（四半期決算を含む。）に係る財務状況（後記 7 の 8 - 1 の のハの(1)の から までに掲げる格付機関から格付を取</p>	<p>う。以下この項から後記 7 の 13 - 1 までにおいて同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、当該承認申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>（同左）</p> <p>令第 4 条の 5 第 1 項第 3 号に規定する「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第 67 条の 3 第 1 項の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡略化することができる。</p> <p>イ （同左） ロ （同左） <u>ハ 役員履歴</u> <u>二 直近の事業年度（四半期決算を含む。）に係る財務諸表（後記 7 の 8 - 1 の のハの(1)の から までに掲げる格付機関から格付を取</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
得している法人にあっては、当該格付に関する資料を含む。)	得している法人にあっては、当該格付に関する資料を含む。)
<u>チ 輸入業務に携わる担当者(特例輸入者の承認要件等の審査要領について(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号) 2 に規定する担当者をいう。)の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴</u>	<u>ホ 輸入業務に携わる担当者の氏名、役職等</u>
<u>リ 税関手続(輸入貨物に係る税関手続に限る。)を通関業者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称、住所又は居所及び責任者の氏名等並びに委託している者が特定保税承認者又は特定保税運送者である場合はその旨</u>	<u>ヘ 税関手続(輸入貨物に係る税関手続に限る。)を通關業者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名</u>
<u>ヌ 上記リに規定する通關業者が認定通關業者である場合にはその旨及び認定を受けた年月日、当該通關業者が通關業法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵關第 105 号) 5 - 2 の ハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合にはその旨</u>	<u>ト 上記ヘに規定する通關業者が認定通關業者である場合にはその旨及び認定を受けた年月日、当該通關業者が通關業法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵關第 105 号) 5 - 2 の ハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合にはその旨</u>
<u>ル 輸入貨物の管理を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名</u>	<u>チ 輸入貨物の管理を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名</u>
<u>ヲ 法第 94 条第 1 項の規定その他の国税に関する法律の規定により現に輸入貨物に関する帳簿を備え付け、輸入貨物に係る書類とともに保存している申請者にあっては、その帳簿及び保存している書類の名称その他当該帳簿書類の保存に関する状況(当該帳簿書類の保存について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成 10 年法律第 25 号。以下「電子帳簿保存法」という。)の規定に基づく保存等の承認(同条第 3 項において準用する電子帳簿保存法の規定に基づく承認を含む。)を受けている場合には、その旨を含む。)</u>	<u>リ 法第 94 条第 1 項の規定その他の国税に関する法律の規定により現に輸入貨物に関する帳簿を備え付け、輸入貨物に係る書類とともに保存している申請者にあっては、その帳簿及び保存している書類の名称その他当該帳簿書類の保存に関する状況(当該帳簿書類の保存について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成 10 年法律第 25 号。以下「電子帳簿保存法」という。)の規定に基づく保存等の承認(同条第 3 項において準用する電子帳簿保存法の規定に基づく承認を含む。)を受けている場合には、その旨を含む。)</u>
<u>一 令第 4 条の 5 第 3 項ただし書に規定するその他の事由とは、特定輸出者(法第 67 条の 3 第 1 項第 1 号の特定輸出者をいう。以下同じ。)若しくは特定保税承認者(法第 50 条第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の承認又は法第 42 条第 1 項に規定する保税蔵置場の許可その他の法の規定に基づく税関長の行政処分を受けるための申請に際して、既に登記事項証明書(住民票その他の本人確認が可能な書類を含む。)を担当税關に提出している場合をいうので留意する。</u>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(承認内容の変更手続)</p> <p>7の2 - 8 令第4条の5第5項の規定に基づく特例輸入者の承認内容の変更の届出は、「<u>特例輸入者等承認・認定内容変更届</u>」(C - 9030) 2通(原本、届出者用)を担当税關の特例輸入担当部門に提出することにより行う。また、法第7条の5第1号イからチまでのいずれか又は法第7条の11第1項第2号から第4号までのいずれかに該当することとなった場合には、その旨を承認内容の変更手続により遅滞なく税關に届け出るようしょうようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げないこととするが、この場合においては、当該書面を受理した署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本關の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p>	<p>(承認内容の変更手続)</p> <p>7の2 - 8 令第4条の5第5項の規定に基づく特例輸入者の承認内容の変更の届出は、「<u>特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定内容変更届</u>」(C - 9030) 2通(原本、届出者用)を担当税關の特例輸入担当部門に提出することにより行う。また、法第7条の5第1号イからホまでのいずれか又は法第7条の11第1項第2号から第4号までのいずれかに該当することとなった場合には、その旨を承認内容の変更手続により遅滞なく税關に届け出るようしょうようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げないこととするが、この場合においては、当該書面を受理した署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本關の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p>
<p>(申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出手続)</p> <p>7の10 - 1 令第4条の13の規定による届出(以下この項において単に「届出」という。)の手続については、次による。</p> <p>届出を行おうとする場合には、「<u>特例申告・特定保税運送・特定輸出申告・認定製造者の認定取りやめ届</u>」(C - 9040) 2通(原本、届出者用)を担当税關の特例輸入担当部門に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本關の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p> <p>「<u>特例申告・特定保税運送・特定輸出申告・認定製造者の認定取りやめ届</u>」には、届出者の住所及び氏名又は名称、輸出入者符号、承認を受けた年月日及び取りやめの理由を記載するものとする。</p>	<p>(申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出手続)</p> <p>7の10 - 1 令第4条の13の規定による届出(以下この項において単に「届出」という。)の手続については、次による。</p> <p>届出を行おうとする場合には、「<u>特例申告・特定保税運送・特定輸出申告取りやめ届</u>」(C - 9040) 2通(原本、届出者用)を担当税關の特例輸入担当部門に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本關の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p> <p>「<u>特例申告・特定保税運送・特定輸出申告取りやめ届</u>」には、届出者の住所及び氏名又は名称、輸出入者符号、承認を受けた年月日及び取りやめの理由を記載するものとする。</p>
<p>(承認の取消しの手続等)</p> <p>7の12 - 1 法第7条の12第1項の規定に基づき特例輸入者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。</p>	<p>(承認の取消しの手続等)</p> <p>7の12 - 1 法第7条の12第1項の規定に基づき特例輸入者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>~ (省略) 令第 4 条の 14 の規定に基づく通知は、「<u>特例輸入者等承認・認定取消書</u>」(C - 9050) を、交付することにより行うものとする。</p> <p>(承継の承認申請手続等) 7 の 13 - 1 法第 7 条の 13 に規定する特例輸入者承認の承継の承認申請手続の取扱いは、次による。 特例輸入者承認の承継の承認申請（以下この項において「承継の承認申請」という。）は、「<u>特例輸入者等の承認・認定の承継の承認申請書</u>」(C - 9060)(以下この項において「承継の承認申請書」という。) 2 通（原本、申請者用）を担当税關の特例輸入担当部門に提出することにより行う。 ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本關の特例輸入担当部門に送付するものとする。 ~ (省略) 承継の承認申請について承認するときは、「<u>特例輸入者等承認・認定の承継の承認書</u>」(C - 9070) を、承認しないときは、「<u>特例輸入者等承認・認定の承継の不承認書</u>」(C - 9080) を交付することにより行う。</p> <p>第 4 章 保税地域 第 3 節 保税蔵置場</p> <p>(許可の際に付する条件) 42 - 11 保税蔵置場の許可をするに際しては、令第 35 条第 3 項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。</p>	<p>~ (同左) 令第 4 条の 14 の規定に基づく通知は、「<u>特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定取消書</u>」(C - 9050) を、交付することにより行うものとする。</p> <p>(承継の承認申請手續等) 7 の 13 - 1 法第 7 条の 13 に規定する特例輸入者承認の承継の承認申請手続の取扱いは、次による。 特例輸入者承認の承継の承認申請（以下この項において「承継の承認申請」という。）は、「<u>特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認の承継の承認申請書</u>」(C - 9060)(以下この項において「承継の承認申請書」という。) 2 通（原本、申請者用）を担当税關の特例輸入担当部門に提出することにより行う。 ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本關の特例輸入担当部門に送付するものとする。 ~ (同左) 承継の承認申請について承認するときは、「<u>特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認の承継の承認書</u>」(C - 9070) を、承認しないときは、「<u>特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認の承継の不承認書</u>」(C - 9080) を交付することにより行う。</p> <p>第 4 章 保税地域 第 3 節 保税蔵置場</p> <p>(許可の際に付する条件) 42 - 11 保税蔵置場の許可をするに際しては、令第 35 条第 3 項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>~ (省略) 法第 43 条第 3 号から第 7 号に該当することとなった場合には直ちに届け出る旨の条件 (省略)</p> <p>(保税蔵置場の許可の基準)</p> <p>43 - 1 保税蔵置場の許可に関する法第 43 条第 8 号から第 10 号までに規定する事項の審査に当たっては、次の各号の要件を充足するものに限り適格なものとして取り扱うものとする。</p> <p>人的要件 申請者が次の要件を備える者であること。</p> <p>イ (省略) □ 貨物取扱量を勘案して、法の規定により課される許可手数料、亡失貨物に係る関税等の経済的負担に耐え得る資力を有すると認められる者</p> <p>(注) 申請者(役員、代理人、支配人その他の主要な従業者として使用者を含む。)が国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者に該当する者か否かについても、十分に注意を払うことが必要である。</p> <p>~ (省略)</p> <p>(欠格条項に該当するかどうかの確認)</p> <p>43 - 2 保税蔵置場の許可の申請があった場合において、申請者又はその役員及び主要な従業者について法第 43 条第 1 号から第 7 号までに掲げる欠格条件に該当するかどうかの確認は次による。 法第 43 条第 1 号から第 4 号まで</p>	<p>~ (同左) 法第 43 条第 3 号又は第 4 号に該当することとなった場合には直ちに届け出る旨の条件 (同左)</p> <p>(保税蔵置場の許可の基準)</p> <p>43 - 1 保税蔵置場の許可に関する法第 43 条第 5 号から第 7 号までに規定する事項の審査に当たっては、次の各号の要件を充足するものに限り適格なものとして取り扱うものとする。</p> <p>人的要件 申請者が次の要件を備える者であること。</p> <p>イ (同左) □ 貨物取扱量を勘案して、法の規定により課される許可手数料、亡失貨物に係る関税等の経済的負担に耐え得る資力を有すると認められる者</p> <p>(注) 申請者(役員、代理人、支配人その他の主要な従業者として使用者を含む。)が下記に該当する者か否かについても、十分に注意を払うことが必要である。</p> <p>— 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 3 号に規定する指定暴力団)をいう。以下同じ。)への関与が懸念される者 国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者</p> <p>~ (同左)</p> <p>(欠格条項に該当するかどうかの確認)</p> <p>43 - 2 保税蔵置場の許可の申請があつた場合において、申請者又はその役員及び主要な従業者について法第 43 条第 1 号から第 4 号まで((申請者又はその役員及び主要な従業者の経歴に関する欠格条件))に掲げる欠格条件に該当するかどうかの確認は、通常の場合においては、申請者から誓約</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>原則として、申請者から誓約書を提出させることにより行うものとするが、税關において特に必要があると認めるときは、それらの者の本籍地の市町村役場に照会する等の方法により確認するものとする。</p> <p>— 法第 43 条第 5 号及び第 7 号</p> <p>原則として申請者の氏名、性別及び生年月日により法第 105 条の 2 の規定に基づき別途通知する方法により都道府県警察に照会し確認するものとする。</p> <p>— 法第 43 条第 6 号</p> <p>上記 及び に準ずるものとする。</p>	<p>書を提出させることにより行うものとするが、税關において特に必要があると認めるときは、それらの者の本籍地の市町村役場に照会する等の方法により確認するものとする。</p>
(保税蔵置場の許可の承継の基準)	(保税蔵置場の許可の承継の基準)
48 の 2 - 2 保税蔵置場の許可の承継の承認申請があつた場合において、申請者について法第 43 条第 8 号に規定する事項の審査に当たっては、前記 43 - 1 の (保税蔵置場の許可の際の人的要件) に準じて取り扱うものとする。	48 の 2 - 2 保税蔵置場の許可の承継の承認申請があつた場合において、申請者について法第 43 条第 5 号 ((許可の要件)) に規定する事項の審査に当たっては、前記 43 - 1 の (保税蔵置場の許可の際の人的要件) に準じて取り扱うものとする。
(欠格条項の確認)	(欠格条項の確認)
48 の 2 - 3 保税蔵置場の許可の承継の承認申請があつた場合において、申請者について法第 43 条第 1 号から第 7 号までに掲げる欠格条件に該当するかどうかの確認は、前記 43 - 2(欠格条項に該当するかどうかの確認)に準じて行うものとする。	48 の 2 - 3 保税蔵置場の許可の承継の承認申請があつた場合において、申請者について法第 43 条第 1 号から第 4 号まで((申請者又はその役員及び主要な従業者の経歴に関する欠格条件))に掲げる欠格条件に該当するかどうかの確認は、前記 43 - 2 (欠格条項に該当するかどうかの確認)に準じて行うものとする。
(届出の取扱い)	(届出の取扱い)
50 - 1 特定保税承認者が行う、同項の届出の取扱いは、次による。	50 - 1 法第 50 条第 1 項の承認を受けた者 (以下この節において「特定保税承認者」という。) が行う、同項の届出の取扱いは、次による。
~ (省略)	~ (同左)
(特定保税承認者の承認申請手続)	(特定保税承認者の承認申請手続)
50 - 3 法第 50 条第 1 項の規定に基づく承認の申請 (以下この節において	50 - 3 法第 50 条第 1 項の規定に基づく承認の申請 (以下この節において

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「承認申請」という。)は、「特例輸入者等承認・認定申請書」(C - 9000)(以下この節において「承認申請書」という。)2通(原本、申請者用)(申請者が特定保税承認者の承認の申請と同時に特定保税運送者(法第63条の2第1項に規定する特定保税運送者をいう。以下同じ。)の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認又は認定につき1通を加えた数の申請書を提出することとする。)を、申請者の住所又は居所の所在地を所轄する税關(以下この節において「担当税關」という。)の本關の担当部門に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税關又は所轄税關(複数ある場合には、当該申請者が法第50条第1項に規定する届出を行おうとする場所のうち、主たる場所の所在地を所轄する税關。以下この節において「主な所轄税關」という。)の最寄の官署(以下この節において「署所」という。)の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>承認申請書には、令第42条第2項に規定する法第51条第3号の規則(以下この項及び後記61の5-1において「法令遵守規則」という。)2通(原本、申請者用)(申請者が特定保税承認者の承認の申請と同時に特定保税運送者の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認又は認定につき1通を加えた数の法令遵守規則を提出することとする。以下この項において同じ。)及び令第42条第3項に規定する登記事項証明書1通を添付するものとする。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則2通及び住民票その他の本人確認が可能な書類1通を添付するものとする。</p>	<p>「承認申請」という。)は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定申請書」(C - 9000)(以下この節において「承認申請書」という。)2通(原本、申請者用)(申請者が特定保税承認者の承認の申請と同時に特定保税運送者(法第63条の2第1項に規定する特定保税運送者をいう。以下同じ。)の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認又は認定につき1通を加えた数の申請書を提出することとする。)を、申請者の住所又は居所の所在地を所轄する税關(以下この節において「担当税關」という。)の本關の担当部門に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税關又は所轄税關(複数ある場合には、当該申請者が法第50条第1項に規定する届出を行おうとする場所のうち、主たる場所の所在地を所轄する税關。以下この節において「主な所轄税關」という。)の最寄の官署(以下この節において「署所」という。)の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>承認申請書には、令第42条第2項に規定する法第51条第3号の規則(以下この項及び後記61の5-1において「法令遵守規則」という。)2通(原本、申請者用)(申請者が特定保税承認者の承認の申請と同時に特定保税運送者の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認又は認定につき1通を加えた数の法令遵守規則を提出することとする。以下この項において同じ。)及び令第42条第3項に規定する登記事項証明書1通を添付するものとする。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則2通及び住民票その他の本人確認が可能な書類1通を添付するものとする。</p> <p>また、承認申請書を提出する担当税關により法第42条第1項の許可を受け、これらの添付書類を既に提出している場合には、その提出を省</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>規則第 4 条の 6 ただし書に規定するその他の事由とは、申請者が法第 61 条の 5 第 1 項若しくは法第 63 条の 2 第 1 項の承認又は法第 79 条第 1 項の認定を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合をいうので留意する。</p> <p>— 前記 7 の 2 - 5 の規定は、令第 42 条第 3 項ただし書に規定するその他の事由の取扱いについて準用する。</p> <p>(承認内容の変更手続)</p> <p>50 - 6 令第 42 条第 5 項の規定に基づく特定保税承認者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」(C - 9030) 2 通(原本、届出者用)を担当税關の担当部門に提出することにより行う。また、法第 51 条第 1 号ハに該当することとなった場合には、その旨を承認内容の変更手続により遅滞なく税關に届け出るようしょうようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税關又は主な所轄税關の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p> <p>また、法第 53 条第 2 号に該当した場合には、その旨を遅滞なく税關に届け出るようしょうようする。</p> <p>(承認の審査)</p> <p>51 - 1 法第 51 条に規定する承認の要件の審査は、「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」(平成 19 年 3 月 31 日財關第 418 号)に基づき行うものとする。</p> <p>(特定保税承認者の承認の取消し)</p>	<p>略して差し支えないものとする。</p> <p>規則第 4 条の 6 各号に規定する事項の一部が、法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第 61 条の 5 第 1 項の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡略することとして差し支えない。</p> <p>(承認内容の変更手続)</p> <p>50 - 6 令第 42 条第 5 項の規定に基づく特定保税承認者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定内容変更届」(C - 9030) 2 通(原本、届出者用)を担当税關の担当部門に提出することにより行う。また、法第 51 条第 1 号ハに該当することとなった場合には、その旨を承認内容の変更手続により遅滞なく税關に届け出るようしょうようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税關又は主な所轄税關の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p> <p>また、法第 53 条第 2 号に該当した場合には、その旨を遅滞なく税關に届け出るようしょうようする。</p> <p>(承認の審査)</p> <p>51 - 1 法第 51 条に規定する承認の要件の審査は、「特例輸入者等の承認要件等の審査要領について」(平成 19 年 3 月 31 日財關第 418 号)に基づき行うものとする。</p> <p>(特定保税承認者の承認の取消し)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>54 - 1 法第 54 条の規定に基づき特定保税承認者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。</p> <p>及び (省略) 令第 44 条の規定に基づく通知は、後記 89 - 6 に規定する「不服申立て等について」(C - 7009)を添付した「<u>特例輸入者等承認・認定取消書</u>」(C - 9050)を交付することにより行うものとする。</p>	<p>54 - 1 法第 54 条の規定に基づき特定保税承認者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。</p> <p>及び (同左) 令第 44 条の規定に基づく通知は、後記 89 - 6 に規定する「不服申立て等について」(C - 7009)を添付した「<u>特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定取消書</u>」(C - 9050)を交付することにより行うものとする。</p>
<p>第 5 章 運送</p> <p>(特定保税運送者の承認申請手続)</p> <p>63 の 2 - 1 法第 63 条の 2 第 1 項の規定に基づく承認（以下この章において「特定保税運送者の承認」という。）の申請（以下この章において「承認申請」という。）は、「<u>特例輸入者等承認・認定申請書</u>」(C - 9000)(以下この章において「承認申請書」という。) 2 通（原本、申請者用）（申請者が特定保税運送者の承認の申請と同時に特定保税承認者（法第 50 条第 1 項又は法第 61 条の 5 第 1 項に規定する承認を受けた者をいう。以下同じ。）の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする 1 承認又は認定につき 1 通を加えた数の申請書を提出することとする。）を、原則として、認定通関業者にあってはその認定をした税關、特定保税承認者にあってはその承認をした税關、法第 63 条の 2 第 1 項に規定する国際運送貨物の運送又は管理業務を行う者（特定保税承認者を除く。）にあっては、当該業務を行っている主たる事務所の所在地を所轄する税關の特定保税運送者の承認に係る事務を担当する部門（以下この章において「担当部門」という。）に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税關（以下この章において「担当税關」という。）の最寄の官署（以下この章において「署所」という。）の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書</p>	<p>第 5 章 運送</p> <p>(特定保税運送者の承認申請手続)</p> <p>63 の 2 - 1 法第 63 条の 2 第 1 項の規定に基づく承認（以下この章において「特定保税運送者の承認」という。）の申請（以下この章において「承認申請」という。）は、「<u>特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定申請書</u>」(C - 9000)(以下この章において「承認申請書」という。) 2 通（原本、申請者用）（申請者が特定保税運送者の承認の申請と同時に特定保税承認者（法第 50 条第 1 項又は法第 61 条の 5 第 1 項に規定する承認を受けた者をいう。以下同じ。）の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする 1 承認又は認定につき 1 通を加えた数の申請書を提出することとする。）を、原則として、認定通関業者にあってはその認定をした税關、特定保税承認者にあってはその承認をした税關、法第 63 条の 2 第 1 項に規定する国際運送貨物の運送又は管理業務を行う者（特定保税承認者を除く。）にあっては、当該業務を行っている主たる事務所の所在地を所轄する税關の特定保税運送者の承認に係る事務を担当する部門（以下この章において「担当部門」という。）に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税關（以下この章において「担当税關」という。）の最寄の官署（以下この章において「署所」という。）の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p>	<p>を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p>
<p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p>	<p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p>
<p>(省略)</p>	<p>(同左)</p>
<p><u>規則第 7 条の 3 ただし書に規定するその他の事由とは、申請者が法第 50 条第 1 項、法第 61 条の 5 第 1 項若しくは法第 63 条の 2 第 1 項の承認又は法第 79 条第 1 項の認定を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合をいうので留意する。</u></p>	<p><u>規則第 7 条の 2 各号に規定する事項の一部が、法令遵守規則に記載されている場合等これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡略化することとして差し支えない。</u></p>
<p><u>前記 7 の 2 - 5 の規定は、令第 50 条の 4 第 3 項ただし書に規定するその他の事由の取扱いについて準用する。</u></p>	<p><u>規則第 7 条の 3 第 3 号に規定する担当者とは、法令遵守規則に規定する各部門の責任者をいうので留意する。</u></p>
<p>(承認内容の変更手続)</p>	<p>(承認内容の変更手続)</p>
<p>63 の 2 - 4 令第 55 条の 5 第 6 項の規定に基づく特定保稅運送者の承認内容の変更の届出は、「<u>特例輸入者等承認・認定内容変更届</u>」(C - 9030) 2 通（原本、届出者用）を担当税關の担当部門に提出することにより行う。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税關の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p>	<p>63 の 2 - 4 令第 55 条の 5 第 6 項の規定に基づく特定保稅運送者の承認内容の変更の届出は、「<u>特例輸入者・特定保稅承認者・特定保稅運送者・特定輸出者・認定通關業者承認・認定内容変更届</u>」(C - 9030) 2 通（原本、届出者用）を担当税關の担当部門に提出することにより行う。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税關の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p>
<p>また、法第 63 条の 4 第 1 号イからトまで又は第 63 条の 7 第 1 項第 2 号に該当した場合には、その旨を遅滞なく税關に届け出るようしょうようする。</p>	<p>また、法第 63 条の 4 第 1 号イからニまで又は第 63 条の 7 第 1 項第 2 号に該当した場合には、その旨を遅滞なく税關に届け出るようしょうようする。</p>
<p>(該当要件の追加手続)</p>	<p>(該当要件の追加手続)</p>
<p>63 の 2 - 5 認定通關業者又は令第 55 条の 2 第 1 号から第 4 号まで（第 4 号には、イからホまでの別を含む。）のいずれかの要件を満たす者として特定保稅運送者の承認を受けた者が、当該要件に係る営業所以外の営業所において特定保稅運送制度の適用を受けようとする場合には「<u>特例輸入者等承認・認定内容変更届</u>」(C - 9030) 2 通（原本、届出者用）及び当該</p>	<p>63 の 2 - 5 認定通關業者又は令第 55 条の 2 第 1 号から第 4 号まで（第 4 号には、イからホまでの別を含む。）のいずれかの要件を満たす者として特定保稅運送者の承認を受けた者が、当該要件に係る営業所以外の営業所において特定保稅運送制度の適用を受けようとする場合には「<u>特例輸入者・特定保稅承認者・特定保稅運送者・特定輸出者・認定通關業者承認</u>・</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>営業所に係る規定を追加した法令遵守規則を担当税關の担当部門に提出することにより行う。当該変更届を受け付けた担当税關は、速やかに法第 63 条の 4 に規定する承認要件の審査に準じ審査等を行い、当該要件を満たしていることにつき確認した場合には、当該変更届を受理するものとする。</p>	<p>認定内容変更届」(C - 9030) 2 通 (原本、届出者用) 及び当該営業所に係る規定を追加した法令遵守規則を担当税關の担当部門に提出することにより行う。当該変更届を受け付けた担当税關は、速やかに法第 63 条の 4 に規定する承認要件の審査に準じ審査等を行い、当該要件を満たしていることにつき確認した場合には、当該変更届を受理するものとする。</p>
<p>(保税運送の特例を受ける必要がなくなった旨の届出手続)</p>	<p>(保税運送の特例を受ける必要がなくなった旨の届出手續)</p>
<p>63 の 6 - 1 令 55 条の 7 の規定による届出 (以下この項において「届出」という。) の手続については、次による。</p>	<p>63 の 6 - 1 令 55 条の 7 の規定による届出 (以下この項において「届出」という。) の手続については、次による。</p>
<p>届出を行おうとする場合には、「特例申告・特定保税運送・特定輸出申告・認定製造者の認定取りやめ届」(C - 9040) 2 通 (原本、届出者用) を担当税關の保税担当部門に提出することにより行う。ただし、届出者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本關の保税担当部門に送付するものとする。</p>	<p>届出を行おうとする場合には、「特例申告・特定保税運送・特定輸出申告取りやめ届」(C - 9040) 2 通 (原本、届出者用) を担当税關の保税担当部門に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本關の保税担当部門に送付するものとする。</p>
<p>「特例申告・特定保税運送・特定輸出申告・認定製造者の認定取りやめ届」には、届出者の住所及び氏名又は名称、承認を受けた年月日、取りやめの理由及び特定保税運送に係る外国貨物の全てが運送先に到着している旨を記載する。</p>	<p>「特例申告・特定保税運送・特定輸出申告取りやめ届」には、届出者の住所及び氏名又は名称、承認を受けた年月日、取りやめの理由及び特定保税運送に係る外国貨物の全てが運送先に到着している旨を記載する。</p>
<p>(特定保税運送者の承認の取消し)</p>	<p>(特定保税運送者の承認の取消し)</p>
<p>63 の 8 - 1 法第 63 条の 8 の規定に基づき特定保税運送者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。</p>	<p>63 の 8 - 1 法第 63 条の 8 の規定に基づき特定保税運送者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。</p>
<p>法第 63 条の 4 条第 1 号イからトまでに該当することとなった場合は、遅滞なく承認を取り消す手続を開始するものとする。</p>	<p>法第 63 条の 4 条第 1 号イからニまでに該当することとなった場合は、遅滞なく承認を取り消す手続を開始するものとする。</p>
<p>(省略)</p>	<p>(同左)</p>
<p>令第 55 条の 8 の規定に基づく通知は、後記 89 - 6 に規定する「不服申立て等について」(C - 7009) を添付した「特例輸入者等承認・認定取消書」(C - 9050) を交付することにより行うものとする。</p>	<p>令第 55 条の 8 の規定に基づく通知は、後記 89 - 6 に規定する「不服申立て等について」(C - 7009) を添付した「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定取消書」(C - 9050) を交付することにより行うものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 6 章 通關</p> <p>第 1 節 一般輸出通關</p> <p>(本船扱い等における輸出申告書の提出及び輸出許可の時期)</p> <p>67 の 2 - 1 - 4 本船扱い、ふ中扱い又は搬入前申告扱いが承認された貨物に係る輸出申告書の提出及び輸出許可等の時期は、次による。</p> <p>(省略)</p> <p>本船扱い又はふ中扱い若しくは搬入前申告扱いに係る貨物についての法第 67 条に規定する検査及び許可は、当該貨物が外国貿易船又ははしけ等に積載が完了した後若しくは保税地域等へ搬入した後に行うものとする。</p> <p><u>第 1 節の 2 輸出申告の特例</u></p> <p>(特定輸出申告の方法)</p> <p>67 の 3 - 1 - 1 特定輸出申告は、前記 67 - 1 - 2 の規定にかかわらず、特定輸出申告書（「輸出申告書」(C - 5010) の標題を「特定輸出申告書」と訂正したもの）を以て適用する令第 58 条に規定する事項を記載し、3 通（原本、許可書用、統計用）を特定輸出申告をしようとする貨物が蔵置されている場所若しくは当該貨物の積込みを予定している開港、税關空港又は不開港を管轄する税關官署に提出することにより行うものとする。</p> <p>なお、当該貨物の積込みを予定している開港、税關空港又は不開港の所在地を所轄する税關官署に特定輸出申告書を提出した場合であって、積込港等に変更があった場合は、その申告を撤回するものとする。</p>	<p>第 6 章 通關</p> <p>第 1 節 一般輸出通關</p> <p>(本船扱い等における輸出申告書の提出及び輸出許可の時期)</p> <p>67 の 2 - 1 - 4 本船扱い、ふ中扱い又は搬入前申告扱いが承認された貨物に係る輸出申告書の提出及び輸出許可等の時期は、次による。</p> <p>(同左)</p> <p>本船扱い又はふ中扱い若しくは搬入前申告扱いに係る貨物についての法第 67 条（<u>輸出又は輸入の許可</u>）に規定する検査及び許可は、当該貨物が外国貿易船又ははしけ等に積載が完了した後若しくは保税地域等へ搬入した後に行うものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(特定輸出申告の方法)</p> <p>67 の 3 - 1 - 1 特定輸出申告は、前記 67 - 1 - 2 の規定にかかわらず、特定輸出申告書（「輸出申告書」(C - 5010) の標題を「特定輸出申告書」と訂正したもの）を以て適用する令第 58 条に規定する事項を記載し、3 通（原本、許可書用、統計用）を特定輸出申告をしようとする貨物が蔵置されている場所若しくは当該貨物の積込みを予定している開港、税關空港又は不開港を管轄する税關官署に提出することにより行うものとする。</p> <p>なお、当該貨物の積込みを予定している開港、税關空港又は不開港を管轄する税關官署に特定輸出申告書を提出した場合であって、積込港等に変更があった場合は、その申告を撤回するものとする。また、<u>輸出の許可後に当該変更があった場合の取扱いは、前記 67 - 1 - 12 の規定に準じて行うものとする。</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(輸出許可書の交付)</p> <p>67 の 3 - 1 - 4 特定輸出申告書の審査及び必要な検査（法第 70 条第 1 項の証明に係る審査及び検査又は同条第 2 項の規定による確認を含む。）が終了し、当該特定輸出申告が適法に行われていることが確認された場合には、前記 67 - 1 - 17 の規定にかかわらず、特定輸出申告書の 1 通（許可書用）に許可印（C - 5002）を押なつし、これを輸出許可書として特定輸出者に交付する。</p>	<p>(輸出許可書の交付)</p> <p>67 の 3 - 1 - 4 特定輸出申告書の審査及び必要な検査（法第 70 条第 1 項の証明に係る審査及び検査又は同条第 2 項の規定による確認を含む。）が終了し、当該特定輸出申告が適法に行われていることが確認された場合には、前記 67 - 1 - 17 の規定にかかわらず、特定輸出申告書の 1 通（許可書用）に許可印（C - 5002）を押なつし、これを輸出許可書として特定輸出者（法第 67 条の 3 第 1 項に規定する特定輸出者をいう。以下同じ。）に交付する。</p>
<p>(特定委託輸出申告の方法)</p> <p>67 の 3 - 2 - 1 特定委託輸出申告（法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。）を行う場合には、令第 59 条の 5 第 2 項の規定に基づき、当該申告の都度、法第 67 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けないことを希望する旨、<u>外国貿易船等</u>に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う特定保税運送者の利用者コード（通関情報処理システムを使用する際に利用するコードをいう。）並びに輸出の許可を受けようとする保税地域の名称及び所在地を通關情報処理システムに登録を行うこととなるので留意する。ただし、法第 67 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する特定委託輸出者が同号に規定する認定通関業者と包括的な委任契約を締結するなどにより、継続して当該申告を行うこと及び当該認定通関業者において後記 67 の 3 - 2 - 3 の のによる貨物管理を履行するものとして予め当該申告を行おうとする税関官署に「特定委託輸出申告包括申出書」（C - 9160）を提出した場合には、個々の申告において特定保税運送者の名称並びに貨物の蔵置場所の名称及び所在地の申告を省略して差し支えないものとする。</p> <p>なお、当該貨物の積込みを予定している開港、税関空港又は<u>不開港の所在地を所轄する</u>税関官署に特定委託輸出申告を行った場合であって、積込港等に変更があった場合は、その申告を撤回するものとする。</p>	<p>(特定委託輸出申告の方法)</p> <p>67 の 3 - 2 - 1 特定委託輸出申告（法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。）を行う場合には、令第 59 条の 5 第 2 項の規定に基づき、当該申告の都度、法第 67 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けないことを希望する旨、<u>外国貿易船に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う特定保税運送者の利用者コード（特定輸出者が通關情報処理システムを使用する際に利用するコードをいう。）</u>並びに輸出の許可を受けようとする保税地域の名称及び所在地を通關情報処理システムに登録を行うこととなるので留意する。ただし、法第 67 条の 3 第 1 項に規定する特定委託輸出者が同項に規定する認定通関業者と包括的な委任契約を締結するなどにより、継続して当該申告を行うこと及び当該認定通関業者において後記 67 の 3 - 2 - 3 の のによる貨物管理を履行するものとして予め当該申告を行おうとする税関官署に「特定委託輸出申告包括申出書」（C - 9160）を提出した場合には、個々の申告において特定保税運送者の名称並びに貨物の蔵置場所の名称及び所在地の申告を省略して差し支えないものとする。</p> <p>なお、当該貨物の積込みを予定している開港、税関空港又は<u>不開港を管轄する</u>税関官署に特定委託輸出申告を行った場合であって、積込港等に変更があった場合は、その申告を撤回するものとする。</p>
(特定委託輸出申告に係る貨物の管理方法)	(特定委託輸出申告に係る貨物の管理方法)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>67 の 3 - 2 - 3 特定委託輸出申告における認定通関業者及び特定保稅運送者による貨物管理方法は、以下によるものとする。</p> <p>認定通關業者は、規則第 9 条の 7 第 2 号に規定する税關長が適當と認める方法として、次により特定委託輸出申告に係る事項が当該申告に係る貨物の現況と一致することの確認を行うものとする。</p> <p>及び (省略)</p> <p>~ (省略)</p> <p>(特定製造貨物輸出申告の方法)</p> <p>67 の 3 - 3 - 1 特定製造貨物輸出者 (法第 67 条の 13 第 2 項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。以下同じ。) が特定製造貨物輸出申告 (法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下同じ。) を行う場合には、令第 59 条の 5 第 3 項の規定に基づき、当該申告の都度、法第 67 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けないことを希望する旨、法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号イに規定する特定製造貨物を製造した者の氏名又は名称及び外國貿易船等に積み込もうとする開港、税關空港又は不開港までの運送を行う運送者の氏名又は名称並びに輸出の許可を受けようとする保稅地域の名称及び所在地を通關情報処理システムに登録を行うとともに、当該申告に際しては認定製造者が自ら作成した貨物確認書 (令第 59 条の 7 に掲げる事項を記載した適宜の書面をいう。以下同じ。) を提出することとなるので留意する。</p> <p>なお、当該貨物の積込みを予定している開港、税關空港又は不開港の所在地を所轄する税關官署に特定製造貨物輸出申告を行った場合であって、積込港等に変更があった場合は、その申告を撤回するものとする。</p> <p>(特定製造貨物輸出申告に係る貨物の管理方法)</p> <p>67 の 3 - 3 - 2 認定製造者 (法第 67 条の 14 に規定する認定製造者をいう。以下同じ。) による特定製造貨物輸出申告に係る貨物 (以下「特定製造貨物」という。以下同じ。) の管理は、以下による。</p> <p>認定製造者が貨物確認書を作成する場合には、当該貨物確認書に係る</p>	<p>67 の 3 - 2 - 3 特定委託輸出申告における認定通關業者及び特定保稅運送者による貨物管理方法は、以下によるものとする。</p> <p>認定通關業者は、規則第 9 条の 6 第 2 号に規定する税關長が適當と認める方法として、次により特定委託輸出申告に係る事項が当該申告に係る貨物の現況と一致することの確認を行うものとする。</p> <p>及び (同左)</p> <p>~ (同左)</p> <p>(新規)</p>
	(新規)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>特定製造貨物を的確に確認した上で、令第 59 条の 7 に掲げる事項を適切に記載する必要がある。</u>	
<p>認定製造者は、特定製造貨物輸出申告の都度、特定製造貨物輸出者に貨物確認書を交付するとともに、当該申告に係る貨物の保管状況並びに運送及び保管の担当者の名称その他必要な事項を当該特定製造貨物輸出者に連絡する必要がある。</p>	
<p>ただし、当該貨物について特定の特定製造貨物輸出者により恒常に特定製造貨物輸出申告がされる場合であって、その連絡方法が法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号ハに規定する規則に定められている場合には、都度の連絡を省略することとしても差し支えないで留意する。</p>	
<p>認定製造者は、特定製造貨物が外国貿易船等に積み込まれるまでの間における当該貨物の所在及び性状を把握するとともに、税関による必要な検査、運送中の事故等へ適切に対処するため、当該貨物の運送者及び保管を委託する者その他関係者との連絡体制を構築する。</p>	
<p>認定製造者は、貨物確認書に従い特定製造貨物輸出申告が適正に行われていること、及び当該申告に係る貨物が的確に輸出されたことを確認するため、特定製造貨物輸出者又はその他の関係者から、輸出許可通知書の写し又は外国貿易船等へ特定製造貨物を積み込んだことを証する書類等の提出を求める必要がある。</p>	
<p>(輸出許可の時期)</p>	(新規)
<p>67 の 3 - 3 - 3 特定製造貨物輸出申告に係る輸出の許可は、当該申告に係る審査及び必要な検査（法第 70 条第 1 項の証明に係る審査及び検査又は同条第 2 項の規定による確認を含む。）が終了し、当該申告が適法に行われていることが確認されるとともに、当該申告に係る貨物が保税地域に搬入された後に行うものとする。</p>	
<p>(コンテナー詰め貨物の取扱い)</p>	(新規)
<p>67 の 3 - 3 - 4 コンテナーに貨物を詰めたまま特定製造貨物輸出申告をしようとする場合は、前記 67 - 1 - 20 の規定が適用されるので留意する。</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>この場合において、同項の の規定の適用については、ハの規定を充たせば足りるものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>(特定製造貨物輸出申告の対象とならない貨物)</p> <p><u>67 の 3 - 3 - 5 特定製造貨物輸出申告は、令第 59 条の 6 に規定する貨物については行うことができないので留意する。</u></p> <p>(一般輸出通関に関する規定の適用)</p> <p><u>67 の 3 - 3 - 6 輸出申告に係る貨物又は輸出許可済貨物の取扱いに関する前記 67 - 1 - 3 から 67 - 1 - 6 までの規定、67 - 1 - 7 (の口及びハを除く。) の規定、67 - 1 - 8 から 67 - 1 - 16 までの規定及び 67 - 1 - 18 の規定は、特定製造貨物輸出申告に係る貨物又は当該申告により輸出の許可を受けた貨物についてそれぞれ適用されるので留意する。</u></p> <p>(特定輸出者の承認申請手続)</p> <p><u>67 の 3 - 4 法第 67 条の 3 第 1 項第 1 号の規定に基づく承認(以下「特定輸出者の承認」という。)の申請(以下この項から後記 67 の 3 - 5 までにおいて「承認申請」という。)は、「特例輸入者等承認・認定申請書」(C - 9000)(以下この項から後記 67 の 3 - 5 までにおいて「承認申請書」という。) 2 通(原本、申請者用)を、原則として主たる輸出業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特定輸出者の承認に係る事務等を担当する部門(以下この項において単に「担当部門」という。)に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税關(以下この項において単に「担当税關」という。)の最寄りの官署(以下この項において「署所」という。)の窓口担当部門(各税關の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。)へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</u></p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(特定輸出者の承認申請手続)</p> <p><u>67 の 3 - 3 法第 67 条の 3 第 1 項の規定に基づく承認(以下「特定輸出者の承認」という。)の申請(以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて「承認申請」という。)は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定申請書」(C - 9000)(以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて「承認申請書」という。) 2 通(原本、申請者用)を、原則として主たる輸出業務を行っている事業所の所在地を管轄する税關の特定輸出者の承認に係る事務等を担当する部門(以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて単に「担当部門」という。)に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税關(以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて単に「担当税關」という。)の最寄りの官署(以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて「署所」という。)の窓口担当部門(各税關の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。)へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>また、申請書及び添付書類の提出又は送付については、税關の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行うこととして差し支えない。この場合において、税關は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>承認申請書には、令第 59 条の 8 第 2 項に規定する法第 67 条の 4 第 3 号の規則（以下この項及び後記 67 の 5 - 1 において「法令遵守規則」という。）2 通（原本、申請者用）（申請者が特定輸出者の承認の申請と同時に認定製造者の認定の申請をする場合には、1 通を加えるものとする。なお、この場合において提出する法令遵守規則は、法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号ハに規定する規則の内容を網羅したものとする。以下この項において同じ。）及び令第 59 条の 8 第 3 項に規定する登記事項証明書 1 通を添付する。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則 2 通及び住民票その他の本人確認が可能な書類 1 通を添付する。</p> <p>令第 59 条の 8 第 1 項第 4 号の「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第 7 条の 2 第 1 項の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡略化することとして差し支えない。</p> <p>イ 会社概要 <input type="checkbox"/> 社内の組織 <p>八 申請者（その者が法人以外の者である場合に限る。）の性別、生年月日及び履歴 <p>二 申請者（その者が法人である場合に限る。）の役員の氏名、性別、生年月日及び履歴 <p>ホ 特定輸出申告を行う予定の官署名（当該官署が複数予定されている</p> </p></p></p>	<p>また、申請書及び添付書類の提出又は送付については、税關の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行うこととして差し支えない。この場合において、税關は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>承認申請書には、令第 59 条の 7 第 2 項に規定する法第 67 条の 4 第 3 号の規則（以下この項及び後記 67 の 5 - 1 において「法令遵守規則」という。）2 通（原本、申請者用）及び令第 59 条の 7 第 3 項に規定する登記事項証明書 1 通を添付する。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則 2 通及び住民票その他の本人確認が可能な書類 1 通を添付する。</p> <p>令第 59 条の 7 第 1 項第 4 号の「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第 7 条の 2 第 1 項の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡略化することとして差し支えない。</p> <p>イ （同左） <input type="checkbox"/> （同左） <p>八 役員履歴 <p>二 （同左）</p> </p></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
場合には、全ての官署名)	
△ 特定輸出申告を行う予定の貨物の輸出統計品目番号又は定率法別表の項若しくは号の番号及び法第 70 条第 1 項又は 2 項に該当する他の法令の有無	△ (同左)
ト 貨物の蔵置が予定される場所及び外国貿易船又は外国貿易機への積込みが予定される開港又は税關空港の名称	△ (同左)
チ 貨物が最終的に仕向けられる場所として予定されている国又は地域	上 (同左)
リ <u>直近の事業年度（四半期決算を含む。）に係る財務状況</u>	
ヌ <u>輸出業務に携わる担当者（「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成 19 年 3 月 31 日財關第 418 号）2 において準用するに規定する担当者をいう。）の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴</u>	チ <u>輸出業務に携わる担当者の氏名及び職名</u>
ル 税關手続（輸出貨物に係る税關手續に限る。）を通關業者に委託している場合にあっては、その通關業者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名	リ (同左)
ヲ 上記リに規定する通關業者が法第 79 条第 1 項の認定を受けている場合にはその旨及び認定を受けた年月日、当該通關業者が通關業法基本通達（昭和 47 年蔵關第 105 号）5 - 2 のハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合にはその旨	ヌ (同左)
ワ <u>輸出貨物の管理（法第 67 条の 4 第 2 号の貨物の管理をいう。）を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称、住所又は居所及び責任者の氏名等並びに委託している者が特定保税承認者又は特定保税運送者である場合はその旨</u>	ル <u>輸出貨物の管理（法第 67 条の 4 第 2 号の貨物の管理をいう。）を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名</u>
カ 法第 94 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定その他の国税に関する法律の規定により現に輸出貨物に関する帳簿を備え付け、輸出貨物に係る書類とともに保存している申請者にあっては、その帳簿及び保存している書類の名称その他当該帳簿書類の保存に関する状況（当該帳簿書類の保存について、電子帳簿保存法の規定に基づく保存等の承認（同条第 3 項において準用する電子帳簿保存法の規定に基	ヲ (同左)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>づく承認を含む。) を受けている場合には、その旨を含む。)</p> <p>— <u>前記 7 の 2 - 5 の規定は、令第 59 条の 8 第 3 項ただし書に規定するその他の事由の取扱いについて準用する。</u></p>	
<p>(特例輸入者に関する規定の準用)</p> <p><u>67 の 3 - 5 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合、令第 59 条の 8 第 4 項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知、令第 59 条の 8 第 5 項の規定に基づく特定輸出者の承認内容の変更の届出については、それぞれ前記 7 の 2 - 6、7 の 2 - 7、7 の 2 - 8 及び 7 の 2 - 9 (を除く) の規定に準じて取り扱う。この場合において、7 の 2 - 7 中「特例輸入者承認通知書」(C - 9010) 又は「特例輸入者不承認通知書」(C - 9020) とあるのは、「特定輸出者承認通知書」(C - 9013) 又は「特定輸出者不承認通知書」(C - 9023) と、7 の 2 - 8 中「法第 7 条の 5 第 1 号イからチまでのいづれか」とあるのは、「法第 67 条の 4 第 1 号イからトまでのいづれか」と、「法第 7 条の 11 第 1 項第 2 号から第 4 号までのいづれか」とあるのは「法第 67 条の 8 第 1 項第 2 号から第 4 号までのいづれか」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(特例輸入者に関する規定の準用)</p> <p><u>67 の 3 - 4 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合、令第 59 条の 7 第 4 項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知、令第 59 条の 7 第 5 項の規定に基づく特定輸出者の承認内容の変更の届出については、それぞれ前記 7 の 2 - 6、7 の 2 - 7、7 の 2 - 8 及び 7 の 2 - 9 (を除く) の規定に準じて取り扱う。この場合において、7 の 2 - 7 中「特例輸入者承認通知書」(C - 9010) 又は「特例輸入者不承認通知書」(C - 9020) とあるのは、「特定輸出者承認通知書」(C - 9013) 又は「特定輸出者不承認通知書」(C - 9023) と、7 の 2 - 8 中「法第 7 条の 5 第 1 号イからホまでのいづれか」とあるのは、「法第 67 条の 4 第 1 号イからニまでのいづれか」と、「法第 7 条の 11 第 1 項第 2 号から第 4 号までのいづれか」とあるのは「法第 67 条の 8 第 1 項第 2 号から第 4 号までのいづれか」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(帳簿の備付け等に関する用語の意義)</p> <p><u>67 の 6 - 1 法第 67 条の 6 第 1 項に規定する帳簿書類の備付け等に関する用語の意義は、次による。</u></p> <p>法第 67 条の 6 第 1 項の規定により特定輸出者が備え付けることとされている帳簿については、令第 59 条の 9 に規定する事項を記載したものであれば、特定輸出者が有する既存の帳簿に所要の事項を追記したものの、仕入書に輸出許可年月日及び輸出許可番号を追記したものなどであつても差し支えないで留意する。</p> <p>令第 59 条の 9 第 4 項に規定する「第 1 項の帳簿及び第 2 項の書類を整理し」とは、帳簿に記載されている事項と保存すべき書類の関係が明らかとなるように整理することをいい、同項に規定する「その他これら</p>	<p>(帳簿の備付け等に関する用語の意義)</p> <p><u>67 の 6 - 1 法第 67 条の 6 第 1 項((帳簿の備付け等))に規定する帳簿書類の備付け等に関する用語の意義は、次による。</u></p> <p>法第 67 条の 6 第 1 項の規定により特定輸出者が備え付けることとされている帳簿については、令第 59 条の 8 ((帳簿の記載事項等)) に規定する事項を記載したものであれば、特定輸出者が有する既存の帳簿に所要の事項を追記したものの、仕入書に輸出許可年月日及び輸出許可番号を追記したものなどであつても差し支えないで留意する。</p> <p>令第 59 条の 8 第 4 項に規定する「第 1 項の帳簿及び第 2 項の書類を整理し」とは、帳簿に記載されている事項と保存すべき書類の関係が明らかとなるように整理することをいい、同項に規定する「その他これら</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に準ずるものの所在地」とは、代理人の事業所や寄託契約等により保管を委託している営業倉庫等の所在地をいう。</p> <p>(輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出手続)</p> <p>67 の 7 - 1 令第 59 条の 10 の規定において準用する令第 4 条の 13 の規定による届出の手続については、前記 7 の 10 - 1 の規定に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(失効後の義務)</p> <p>67 の 8 - 1 特定輸出者の承認が失効した場合においても、法第 67 条の 8 第 2 項の規定により特定輸出貨物に係る帳簿書類の保存等の義務を免れることはできないので留意する。</p> <p>(特定輸出者の承認の取消し)</p> <p>67 の 9 - 1 法第 67 条の 9 の規定に基づき特定輸出者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。</p> <p>及び (省略) 令第 59 条の 11 の規定において準用する令第 4 条の 14 の規定に基づく通知は、「<u>特例輸入者等承認・認定取消書</u>」(C - 9050) を交付することにより行うものとする。</p> <p>(特定輸出貨物に係る取扱いの準用)</p> <p>67 の 12 - 1 法第 67 条の 12 の規定により特定輸出貨物について準用される法第 34 条本文及び法第 45 条第 3 項の規定の適用については、前記 34 - 1 (同項の のただし書及び を除く。) 及び 45 - 3 の規定に準じて取り扱うものとする。この場合において、34 - 1 の 本文中「外国貨物を廃棄」とあるのは「特定輸出貨物を廃棄」と、「提出」とあるのは「輸出の許可をした税關官署に提出」と、45 - 3 中「亡失した貨物を蔵置してあつた保税蔵置場の許可を受けた者から当該保税蔵置場を所轄する」とある</p>	<p>に準ずるものの所在地」とは、代理人の事業所や寄託契約等により保管を委託している営業倉庫等の所在地をいう。</p> <p>(輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出手続)</p> <p>67 の 7 - 1 令第 59 条の 9 の規定において準用する令第 4 条の 13 の規定による届出の手続については、前記 7 の 10 - 1 の規定に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(失効後の義務)</p> <p>67 の 8 - 1 特定輸出者の承認が失効した場合においても、法第 67 条の 8 第 2 項((承認の失効))の規定により特定輸出貨物に係る帳簿書類の保存等の義務を免れることはできないので留意する。</p> <p>(特定輸出者の承認の取消し)</p> <p>67 の 9 - 1 法第 67 条の 9 の規定に基づき特定輸出者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。</p> <p>及び (同左) 令第 59 条の 10 の規定において準用する令第 4 条の 14 の規定に基づく通知は、「<u>特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定取消書</u>」(C - 9050) を交付することにより行うものとする。</p> <p>(特定輸出貨物に係る取扱いの準用)</p> <p>67 の 12 - 1 法第 67 条の 12 ((特定輸出貨物の亡失等の届出)) の規定により特定輸出貨物について準用される法第 34 条本文((外国貨物の廃棄)) 及び法第 45 条第 3 項((外国貨物が亡失した場合の届出)) の規定の適用については、前記 34 - 1 (外国貨物の廃棄の意義及び取扱い) (同項の のただし書及び を除く。) 及び 45 - 3 (外国貨物が亡失した場合の届出) の規定に準じて取り扱うものとする。この場合において、34 - 1 の 本文中「外国貨物を廃棄」とあるのは「特定輸出貨物を廃棄」と、「提出」</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>のは「亡失した特定輸出貨物について輸出の許可を受けていた者から当該輸出の許可した」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(認定製造者の認定申請手続)</u></p> <p><u>67 の 13 - 1 認定製造者の認定に係る申請手続は、次による。</u></p> <p><u>— 法第 67 条の 13 第 1 項の規定に基づく認定(以下「認定製造者の認定」という。)の申請(以下この項及び次項において「認定申請」という。)は、「特例輸入者等承認・認定申請書」(C - 9000)(以下この項において「認定申請書」という。)2通(原本、申請者用)を、申請者の住所又は居所の所在地を所轄する税関の認定製造者の認定に係る事務を担当する部門(以下この項から後記 67 の 15 - 1 までにおいて単に「担当部門」という。)に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、認定申請書の提出先税關(以下この項から後記 67 の 15 - 1 までにおいて単に「担当税關」という。)の最寄りの官署(以下この項から後記 67 の 14 - 1 までにおいて「署所」という。)の窓口担当部門(各税關の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。)へ提出することを妨げないものとし、当該認定申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</u></p> <p><u>なお、申請書及び添付書類の提出又は送付については、税關の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行うこととして差し支えない。この場合において、税關は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</u></p> <p><u>認定申請書の添付書類及び認定申請書の記載事項の取扱いは、次による。</u></p> <p><u>イ 認定申請書には、令第 59 条の 14 第 2 項に規定する法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号ハの規則(以下この項及び後記 67 の 14 - 1 において「実</u></p>	<p>とあるのは「輸出の許可をした税關官署に提出」と、45 - 3 中「亡失した貨物を蔵置してあつた保税蔵置場の許可を受けた者から当該保税蔵置場を所轄する」とあるのは「亡失した特定輸出貨物について輸出の許可を受けていた者から当該輸出の許可した」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>施規則」という。) 2 通(原本、申請者用)(申請者が認定製造者の認定の申請と同時に特定輸出者の承認の申請をする場合にあっては、1 通を加えるものとし、この場合における実施規則は、法第 67 条の 4 第 3 号に規定する規則の内容を網羅したものとする。以下この項において同じ。) 及び令第 59 条の 14 第 3 項に規定する申請者及び特定製造貨物輸出者に係る登記事項証明書を 1 通ずつ添付するものとする。ただし、申請者又は特定製造貨物輸出者が法人以外の者であるときは、実施規則 2 通及び申請者又は特定製造貨物輸出者に係る住民票その他の本人確認が可能な書類 1 通を添付するものとする。</p>	
<p>□ 規則第 8 条の 4 ただし書に規定するその他の事由とは、申請者が法第 7 条の 2 第 1 項又は法第 67 条の 3 第 1 項第 1 号の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合をいうので留意する。</p>	
<p>八 前記 7 の 2 - 5 の規定は、令第 59 条の 14 第 3 項ただし書に規定するその他の事由の取扱いについて準用する。</p>	
<p>(認定申請の撤回手続)</p>	<p>(新規)</p>
<p>67 の 13 - 2 申請書の提出後において、認定又は不認定の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び撤回の理由を記載した任意の様式による「認定製造者認定申請撤回申請書」1 通を担当税關の担当部門へ提出することとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税關又は主な所轄税關の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げないものとし、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p>	
<p>(認定等の通知)</p>	<p>(新規)</p>
<p>67 の 13 - 3 令第 59 条の 14 第 5 項の規定に基づく認定又は不認定の申請者への通知は、次による。</p>	
<p>— 申請者への通知は、「認定製造者認定通知書」(C - 9014) 又は「認定製造者不認定通知書」(C - 9024) 以下この節において「認定通知書等」</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>という。)を交付することにより行うこととする。</u></p> <p>— 認定通知書等の交付は、当分の間、申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあっては、当該窓口担当部門において受理した日）から 2 月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により 2 月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p>	
<p><u>(認定内容の変更手続)</u></p> <p><u>67 の 13 - 4 令第 59 条の 14 第 6 項の規定に基づく認定製造者の認定内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」(C - 9030) 2 通（原本、届出者用）を担当税關の担当部門に提出することとする。また、法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからトまでに該当することとなった場合若しくは同項第 3 号イに規定する第 67 条の 4 第 1 号イからチまでに該当することとなった場合又は法第 67 条の 16 第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する認定の失効事由に該当した場合には、その旨を認定内容の変更手続により遅滞なく税關に届け出るようしょうようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税關の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げないものとし、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>(電子メールによる送信)</u></p> <p><u>67 の 13 - 5 以下の申請書等の提出又は送付については、税關の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税關は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>— 前項の変更届及び添付書類</p> <p>— 後記 67 の 15 - 1 の届出書及び添付書類</p> <p><u>(認定の審査)</u></p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>67 の 13 - 6 法第 67 条の 13 第 3 項に規定する認定の要件の審査は、「特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）に基づき行うものとする。</u></p> <p><u>（改善措置の求め）</u></p> <p><u>67 の 14 - 1 法第 67 条の 14 の規定による実施規則若しくは業務の遂行の改善に必要な措置を講ずること又は新たな実施規則を定めることの求めは、例えば次の場合において行うものとする。</u></p> <p><u>　特定製造貨物輸出申告の事項及び貨物確認書と当該申告に係る貨物の内容が異なっていた場合</u></p> <p><u>　外国貿易船等に特定製造貨物輸出申告に係る貨物が積み込まれるまでの間の管理について、実施規則に則して行われていなかった場合</u></p> <p><u>　その他認定製造者若しくは特定製造貨物輸出者による税関手続の履行又は貨物の管理に関して不適切と認められる行為があった場合</u></p> <p><u>（認定製造者からの事情の聴取等）</u></p> <p><u>67 の 14 - 2 前項の規定により改善措置を求める場合には、その原因となつた行為が生じた理由等について認定製造者から、また、必要に応じて特定製造貨物輸出者から事情を聴取した上で、再発を防止するための措置を講じることを求めるものとする。</u></p> <p><u>（認定製造者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出手続）</u></p> <p><u>67 の 15 - 1 令第 59 条の 15 の規定による届出（以下この項において単に「届出」という。）の手続については、次による。</u></p> <p><u>　届出を行おうとする場合には、「特例申告・特定保税運送・特定輸出申告・認定製造者の認定取りやめ届」（C - 9040）2 通（原本、届出者用）を担当税關の担当部門に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</u></p>	<p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>— 「特例申告・特定保税運送・特定輸出申告・認定製造者の認定取りやめ届」には、届出者の住所及び氏名又は名称、認定を受けた年月日、取りやめの理由を記載するものとする。</p> <p>(失効後の義務)</p> <p><u>67 の 16 - 1 認定製造者の認定が失効した場合においても、法第 67 条の 16 第 2 項の規定により特定製造貨物輸出申告を行った貨物のうち、輸出許可を受けていないものについては、その管理義務を免れることはできないので留意する。</u></p> <p>(認定製造者の認定の取消し)</p> <p><u>67 の 17 - 1 法第 67 条の 17 第 1 項の規定に基づき認定製造者の認定を取り消す場合の取扱いについては、次による。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — 認定製造者が法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号イ又はロに該当しないこととなつたため法第 67 条の 17 第 1 項第 1 号の規定により認定製造者の認定を取り消すことができる場合とは、特定製造貨物輸出申告に係る貨物につき、例えば次の場合に該当することとなつた場合とする。 — 外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)第 53 条の規定に基づき経済産業大臣から輸出を禁止された場合 — 関税法若しくは関税に関する法律の規定又は関税法第 70 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する他の法令の規定に違反した場合(法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イ又はロに該当することとなつた場合を除く。) — 令第 59 条の 16 に規定する書面による通知は、「特例輸入者等承認・認定取消書」(C - 9050)を交付することにより行うものとする。 <p>(承継の承認申請手続等)</p> <p><u>67 の 18 - 1 法第 67 条の 18 において準用する法第 48 条の 2 第 2 項又は第 4 項の規定に基づく認定製造者の認定を承継する場合の承認の申請については、前記 7 の 13 - 1 に準じて取り扱うこととして差し支えない。</u></p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>第 1 節の 3 提出書類・検査手続・積戻し手続等</u></p> <p>第 6 章の 2 認定通関業者</p> <p>(認定通関業者の認定申請手続)</p> <p>79 - 1 法第 79 条第 1 項の規定に基づく認定の申請は、「<u>特例輸入者等承認・認定申請書</u>」(C - 9000)(以下この章において「申請書」という。) 2 通(原本、申請者用)(申請者が認定通関業者の認定の申請と同時に特定保税承認者又は特定保税運送者の承認を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする 1 承認につき 1 通を加えた数の申請書を提出することとする。)を、申請者が受けている通関業の許可に係る税関(以下のこの章において「所轄税関」といい、複数の税関において通関業の許可を受けている場合は、そのいずれかの所轄税関とする。)の本関の認定通関業者の認定に係る事務を担当する部門(以下のこの章において「担当部門」という。)に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、当該申請者が申請書を提出する税関(以下のこの章において「担当税関」という。)の最寄りの官署(以下のこの章において「署所」という。)の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、申請書の添付書類及び申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>申請書には、令第 69 条第 2 項に規定する法第 79 条第 3 項第 3 号の規則(以下のこの項及び後記 79 の 2 - 1 において「法令遵守規則」という。) 2 通(原本、申請者用。)(申請者が認定通関業者の認定の申請と同時に特定保税承認者又は特定保税運送者の承認を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする 1 承認につき 1 通を加えた数の法令遵守規則を提出することとする。以下のこの項において同じ。)及び令第 69 条第 3 項に規定する登記事項証明書 1 通を添付するものとする。</p>	<p>(新規)</p> <p>第 6 章の 2 認定通関業者</p> <p>(認定通関業者の認定申請手続)</p> <p>79 - 1 法第 79 条第 1 項の規定に基づく認定の申請は、「<u>特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定申請書</u>」(C - 9000)(以下この章において「申請書」という。) 2 通(原本、申請者用)(申請者が認定通関業者の認定の申請と同時に特定保税承認者又は特定保税運送者の承認を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする 1 承認につき 1 通を加えた数の申請書を提出することとする。)を、申請者が受けている通関業の許可に係る税関(以下のこの章において「所轄税関」といい、複数の税関において通関業の許可を受けている場合は、そのいずれかの所轄税関とする。)の本関の認定通関業者の認定に係る事務を担当する部門(以下のこの章において「担当部門」という。)に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、当該申請者が申請書を提出する税関(以下のこの章において「担当税関」という。)の最寄りの官署(以下のこの章において「署所」という。)の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、申請書の添付書類及び申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>申請書には、令第 69 条第 2 項に規定する法第 79 条第 3 項第 3 号の規則(以下のこの項及び後記 79 の 2 - 1 において「法令遵守規則」という。) 2 通(原本、申請者用。)(申請者が認定通関業者の認定の申請と同時に特定保税承認者又は特定保税運送者の承認を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする 1 承認につき 1 通を加えた数の法令遵守規則を提出することとする。以下のこの項において同じ。)及び令第 69 条第 3 項に規定する登記事項証明書 1 通を添付するものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ただし、申請者が法人以外であるときは、法令遵守規則 2 通及び住民票その他の本人確認が可能な書類 1 通を添付するものとする。</p> <p><u>規則第 9 条の 6 ただし書に規定するその他の事由とは、申請者が法第 50 第 1 項、法第 61 条の 5 第 1 項又は法第 63 条の 2 第 1 項の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合をいうので留意する。</u></p> <p><u>前記 7 の 2 - 5 の規定は、令第 69 条第 3 項ただし書に規定するその他の事由の取扱いについて準用する。</u></p>	<p>ただし、申請者が法人以外であるときは、法令遵守規則 2 通及び住民票その他の本人確認が可能な書類 1 通を添付するものとする。</p> <p><u>なお、担当税関にこれらの添付書類を既に提出している場合には、その提出を省略して差し支えないものとする。</u></p> <p><u>規則第 9 条の 6 各号に規定する事項の一部が、法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡略化することとして差し支えない。</u></p> <p><u>規則第 9 条の 6 第 3 号に規定する担当者とは、通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）22 - 1 の に規定する従業者をいうので留意する。</u></p>
<p>(認定等の通知)</p> <p>79 - 3 令第 69 条第 4 項の規定に基づく認定又は不認定の申請者への通知は、次による。</p> <p>申請者への通知は、「認定通関業者認定通知書」(C - 9015) 又は「認定通関業者不認定通知書」(C - 9025)(以下この節において「認定通知書等」という。) を交付することにより行うこととする。</p> <p>(省略)</p>	<p>(認定等の通知)</p> <p>79 - 3 令第 69 条第 4 項の規定に基づく認定又は不認定の申請者への通知は、次による。</p> <p>申請者への通知は、「認定通関業者認定通知書」(C - 9014) 又は「認定通関業者不認定通知書」(C - 9024)(以下この節において「認定通知書等」という。) を交付することにより行うこととする。</p> <p>(同左)</p>
<p>(認定内容の変更手続)</p> <p>79 - 4 認定通関業者に係る認定内容の変更の届出等の手続は、次による。</p> <p>(省略)</p> <p>法第 79 条第 3 項第 1 号ハからチまでに該当することとなった場合又は法第 79 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する認定の失効事由に該当した場合には、その旨を認定内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出ようしようとする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担</p>	<p>(認定内容の変更手続)</p> <p>79 - 4 認定通関業者に係る認定内容の変更の届出等の手續は、次による。</p> <p>(同左)</p> <p>法第 79 条第 3 項第 1 号ハ又はニに該当することとなった場合又は法第 79 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する認定の失効事由に該当した場合には、その旨を認定内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出ようしようとする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>当部門に送付するものとする。</p> <p>(認定の公告)</p> <p>79 - 6 法第 79 条第 4 項に規定する認定通関業者の認定の公告は、次に掲げる事項について、担当税關の税關官署の見やすい場所に掲示して行うほか、各税關のホームページに掲載するものとする。なお、全国の認定通關業者の一覧については、關稅局において各税關のホームページに掲載することとしているので留意する。</p> <p>及び (省略) 法第 67 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する特定委託輸出者から依頼を受けて同条第 2 項に規定する特定委託輸出申告に関する業務を行う予定の営業所の所在地及び名称</p> <p>(認定通關業者の認定の取消し)</p> <p>79 の 4 - 1 法第 79 条の 4 の規定に基づき認定通關業者の認定を取り消す場合の取扱いについては、次による。</p> <p>法第 79 条第 3 項第 1 号ニからチまでに該当することとなった場合は、遅滞なく認定を取り消す手続を開始するものとする。</p> <p>(省略) 令第 69 条の 2 の規定に基づく通知は、後記 89 - 6 に規定する「不服申立て等について」(C - 7009)を添付した「特例輸入者等承認・認定取消書」(C - 9050)を交付することにより行うものとする。</p>	<p>門に送付するものとする。</p> <p>(認定の公告)</p> <p>79 - 6 法第 79 条第 4 項に規定する認定通關業者の認定の公告は、次に掲げる事項について、担当税關の税關官署の見やすい場所に掲示して行うほか、各税關のホームページに掲載するものとする。なお、全国の認定通關業者の一覧については、關稅局において各税關のホームページに掲載することとしているので留意する。</p> <p>及び (同左) 法第 67 条の 3 第 1 項に規定する特定委託輸出者から依頼を受けて同条第 2 項に規定する特定委託輸出申告に関する業務を行う予定の営業所の所在地及び名称</p> <p>(認定通關業者の認定の取消し)</p> <p>79 の 4 - 1 法第 79 条の 4 の規定に基づき認定通關業者の認定を取り消す場合の取扱いについては、次による。</p> <p>法第 79 条第 3 項第 1 号ニに該当することとなった場合は、遅滞なく認定を取り消す手続を開始するものとする。</p> <p>(同左) 令第 69 条の 2 の規定に基づく通知は、後記 89 - 6 に規定する「不服申立て等について」(C - 7009)を添付した「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通關業者承認・認定取消書」(C - 9050)を交付することにより行うものとする。</p>